

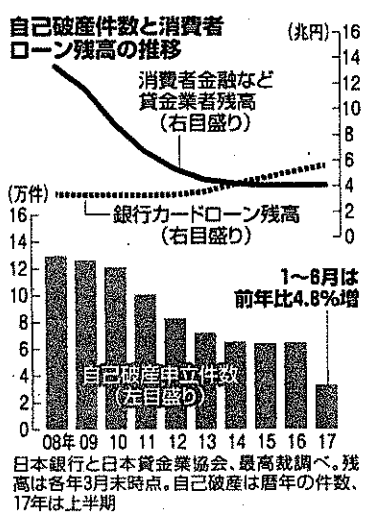
銀行カードローン検査へ

金融庁、実態把握狙い

貸付額の上限規制がなく、多重債務の懸念がある銀行カードローンの実態を調べるため、金融庁は1日、銀行への立ち入り検査を始める。これまで、業界の自主的な取り組みに任せていたが、より強制力がある検査に踏み切る。十分な審査を行っているか、過剰なノルマで貸し付けを増やしていないか、といった点が厳しく検査されることになる。

金融庁は今月中にも、三菱東京UFJ、三井住友、みずほの3メガバンクや、貸付残高が多い地方銀行など計10行程度に検査に入る。数人の検査官が本支店に常駐して資料を提出させ、役員から聞き取りを行う。審査体制や行員のノルマに加えて、広告の状況なども調べる。

金融庁検査は銀行法で定められ、銀行は資料提出や聞き取りの要求に従う必要がある。書類を隠すなどの



- 銀行カードローンを巡る出来事
- 16年10月 日本弁護士連合会が過剰融資の例を示し、消費者金融などと同様に「貸付額は年収の3分の1以下」に規制すべきだとの意見書を全国銀行協会などに提出
 - 12月 金融庁が任意の実態調査を開始
 - 17年3月 全銀協が加盟行に過剰融資の防止策を要請
 - 4月 大手行が収入証明の確認やテレビCM縮小などを進める
 - 5月 全銀協が加盟行へのアンケートで過剰融資防止策を確認
 - 9月 金融庁がより強制力がある検査で実態調査すると公表

過剰融資 具体策まだ

「取り組みがまだ不足している、との指摘を受けている。しっかりと対応いただきたい」

関係者によると、金融庁の森信親長官は8月2日、大手銀行トップらが顔をそろえた意見交換会でそう述べた。過剰融資を防ぐ対策が不十分だとの認識を示したものだ。1カ月後、金融庁はカードローンを標的にした検査を行うと表明した。麻生金融担当相の信頼が厚い森長官の業界への不満も影響したとみられる。

当相は1日の閣議後会見で「金融庁としても銀行カードローンの業務運営の適正化をスピード感をもって推

進する」と述べた。かつて多重債務が問題になった消費者金融は、改正貸金業法で、貸付額の上限が「年収の3分の1以下」に規制された。一方、融資実態がほとんど同じカードローンは規制外で残高を伸ばした。日本銀行の異次元緩和で低金利が長引き、特に地方銀行は高金利のカードローンが貴重な収益源になっている。

カードローンを巡っては昨秋、日本弁護士連合会が意見書でいち早く多重債務の懸念を指摘した。多額の貸し付けで自己破産した利用者の声を集め、消費者金融などと同様に、貸付額への上限規制を求めた。

国会審議でも問題になり、全国銀行協会は今年3月、過剰融資の防止策を講じるよう各行に要請。収入証明書の確認や、過剰な貸し付けに「なげかりかねない」広告の自粛が広がった。

ただ銀行は、消費者金融並みの規制には強く抵抗している。全国銀行協会会長で三菱UFJフィナンシャル・グループの平野信行社長は、多額の貸し付けには「利便性がある」と主張する。

金融庁は検査で、詳細にカードローンの実態を把握する方針だ。法規制をするのは難しいため、まずは強制力がある検査という手法

を通じ、過剰な貸し付けに歯止めをかける狙いもありそうだ。その効果がどれだ

け出るのか、検査結果が注目される。

(真海衛生、藤田知也)